

動く→動かす 運営委員会規程

1. 本規程の目的

(1) 本規程は、「動く→動かす」(以下、「本ネットワーク」とする。)運営委員会の民主的で、透明性ある円滑な運営を実現することを目的としたものです。

2. 運営委員会の権能

運営委員会は、本ネットワーク規約4(6)に基づいて設置されます。運営委員は総会により選出され、運営委員会を構成します。運営委員会は、規約及び、運営委員会が自ら議決した規程ならびに決定に基づき、ネットワークの業務を遂行します。

3. 運営委員会による決裁

(1) 運営委員会は、本ネットワーク規約に基づき、以下の事項についての決裁を行います。

- a. 本ネットワーク事務局の設置および事務局長の任命
- b. 年間総会および臨時総会の開催
- c. 実施チームの設立
- d. 顧問および連携委員の任命
- e. 年次方針案・予算案の策定と年間総会への提案
- f. その他運営委員会が決裁するにふさわしい事項

(2) 運営委員会は、以下の方法を用いて決裁を行います。

- a. 会合による決裁：運営委員の過半数の出席により運営委員会を開催し、出席者の過半数の賛成により決定を行う方法。上記3(1)にかかわる事項については、原則として会合による決裁とします。
- b. 電子メールにより過半数の賛成をもってする決裁(以下「オプト・イン方式決裁」とする。)：運営委員が期限を定めて電子メールにより提起し、当該期限までに過半数の賛成を得ることをもって決定を行う方法。
- c. 電子メールにより反対なきことをもってする決裁(以下「オプト・アウト方式決裁」とする。)：運営委員が期限を定めて電子メールにより提起し、当該期限までに他の運営委員からの反対表明がないことをもって決定を行う方法。
- d. 「オプト・イン方式決裁」および「オプト・アウト方式決裁」については、設定期限は原則として48時間以上とします。
- e. 運営委員会における決裁の提起については、原則として、運営委員会に決裁を提案したい運営委員が、運営委員会議長の承認を得て行うものとします。決裁方法に関する提案に対して、他の運

営委員から異議が出された場合については、運営委員会議長が、新たな決裁方法を決定するものとします。

(3) 運営委員会は、自らの決定事項について、1ヶ月以内にメーリングリストを通じて団体会員に周知するものとします。

4. 運営委員会の構成

(1) 運営委員会は、総会により選出された運営委員で構成するものとします。運営委員は本ネットワーク規約に基づき、立候補にあたって、その参加する正会員団体の了承を受けている必要があります。

(2) 運営委員は、自らの所属する正会員団体の構成員を1名「副委員」として指名して運営委員会の承認を受け、自らが不在の場合、会合を欠席する場合、決裁事項に関する判断が不可能な場合に、副委員にその権限を委任することができます。

(3) 運営委員がその職務を執行できなくなった場合や、正会員団体を退会した場合については、運営委員の選出を行う年間総会までの間、(2)に定める副委員が、運営委員会の承認を得たうえで、運営委員代行として運営委員の任務を担うものとします。

5. 運営委員会の会合

(1) 運営委員会会合の開催

運営委員会は、年間4回以上開催するものとします。開催については、運営委員会で特に定めない限り、正会員団体がオブザーバー参加を希望した場合、これを認めるものとします。

(2) 委員の求めによる会合の開催

運営委員は、運営委員会議長に対し、理由を提示して運営委員会の開催を求めることができます。運営委員会議長は、開催を求められた場合、原則として、速やかにその理由を運営委員に開示し、日程調整のうえ、適切な日時で運営委員会を開催するものとします。

(3) 運営委員会会合の成立

運営委員会は、運営委員の過半数の参加により成立するものとします。なお、運営委員および(2)に定める副委員のいずれもが運営委員会を欠席する場合、書面により他の運営委員を指名して議決を委任することができます。この場合、当該運営委員は出席したものとみなします。

(4) 運営委員会会合の議事録

運営委員会は、会合を行った場合、その議事録を一ヶ月以内にメーリングリストを通じて団体会員に周知するものとします。

6. 運営委員の行動規範

(1) 運営委員は、「動く→動かす」にかかる業務において、2009年7月17日に運営委員会が制定した『動く→動かす』プライバシー・ポリシー」を遵守しなければなりません。

- (2) 運営委員は、運営委員としての職務上知り得た秘密を、運営委員・副委員・その他運営委員が必要と判断する所属団体の関係者以外の部外者に漏らしたり、その情報を使用したりしてはなりません。また、その職を解かれた後も同様とします。

以上